

# 国見台体育施設等使用にかかる注意事項

伊万里市教育委員会

1. 国見台体育施設等を使用する場合は、必ず事前に使用許可申請書（以下、「申請書」という。）を提出し、既定の使用料を前納すること。申請書の提出がない場合は、使用を取り消すこととする。※別紙参照  
特に、大会等で使用の際は、申請書を一週間前までに提出し、あわせて開催要項・プログラム等を添付すること。
2. 団体等で、長期にわたり練習使用するときも、最初の使用日までに使用期間分の申請書を提出するとともに、使用料を前納すること。（年度分の一括納付も可。）申請後使用をしない日が生じた場合は、国見台管理事務所等に3日前までに知らせること。無断キャンセルがあった場合の使用料は返納しない。また、次回からの予約を取り消す場合があります。
3. 大会の開催にあたって前日準備が必要な場合、事前に管理事務所等に連絡したうえで、一般利用者の妨げにならない範囲で行うこと。
4. 用具の貸出を希望する場合は、借用願を提出し、許可を受けること。
5. 国見台東西入口ゲートの開門は8時30分からとする。但し、大会等でそれ以前に準備等する場合は、必ず管理事務所へ事前に届け、許可を受けること。※国見台体育施設
6. 施設使用の際は、申請書に記載した使用時間（鍵の借用から鍵の返却まで）を厳守すること。もし延長する場合は必ず管理事務所等に届け、延長分の使用料を納付し、許可を受けること。また、申請した時間より30分以上連絡がない場合は、他の団体・個人に使用させる。なお、当該時間分の使用料は返納しない。
7. 施設使用を申請した団体・個人の他へのまた貸しは禁止する。

8. 長期にわたる大会等で、日程を早期に消化した場合や雨天等で順延する場合は、管理事務所等に報告し、日程の取消又は変更手続を必ず行うこと。但し、日程の早期消化による取消については、既納の使用料は返納しない。
9. 多数の参加者が予想される大会等の開催にあたっては、主催団体が交通整理・駐車場係等を配置し、場内の車輛誘導にあたること。
10. 練習使用時の使用料減免は行わない。
11. 競技運営にかかる既存設備以外の消耗品（石灰・ラインテープ等）は、**使用者側の負担**とし、使用者の責任において管理すること。
12. 施設使用後は、**整理・整頓を厳守**すること。
13. 会場内及び周辺での飲酒は絶対禁止とし、喫煙は必ず所定の位置にて行うこと。
14. 危険防止のため、**駐車禁止表示の位置には絶対に駐車しないこと。**
15. 屋外体育施設の雨天時の利用については、管理事務所等の指示に必ず従うこと。
16. 災害対策、鳥インフルエンザ防疫対策等の緊急時は、予約の取消をする場合がある。
17. 上記の事項を守らない団体及び個人については、今後使用を一切許可しない。

<別 紙>

## 国見台体育施設等の使用の流れ

国見台管理事務所等へ事前予約（調整会議で決定分は不要）



使用日の1週間前までに

使用許可申請書の記入、提出（大会は開催要項等を必ず添付）、使用料の前納

※使用料については、当該年度末分まで前納ができる。但し、屋外体育施設で雨天により使用できなかった場合は、使用料の返納又は次回に振替を行うことができるが、利用者の都合により使用しなかった場合（利用人数の減も含む）は、使用料の返納は行わない。

※種目協会主催による大会については、減免申請書も同時に提出すること。ただし、申請者は代表者（＝協会長）のみとし、かならず会長印を押印すること。



使用許可、施設鍵の借用



施設の使用



使用後の施設の清掃、整理整頓、施錠の確認



管理事務所等へ施設鍵の返納、終了

※その他、不明な点は国見台公園体育施設管理事務所（電話：23-2632）または各コミュニティセンターで確認し、その指示に従うこと。